紫香楽宮跡	大安寺旧境内附石橋瓦窯跡	賀茂御祖神社境内	但馬国分寺跡	牽牛子塚古墳・越塚御門古墳	菖蒲池古墳
大正十五年内務省告示第百五十号、平成七年文部科学省告示第二十八号及び平成二年文部科学省告示第二十八号	大正十年内務省告示第一号、昭和四年文化財保護委員会告示第十号、平成十八年文部科学省告示第八号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	昭和五十八年文部省告示第三十八号	平成二年文部省告示第百二十一号、平成十二年文部省告示第百六十八号、平成十六年文部科学省告示第三十一号、平成二十三年文部科学省告示第百四十四号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号	大正十二年内務省告示第五十七号及び平成二十六年文部科学省告示第三十五号	昭和二年内務省告示第三百十五号
滋賀県甲賀市信楽町黄瀬字石ヤ	京都府綴喜郡井手町大字井手小字清水	京都府京都市左京区上高野東山	兵庫県豊岡市日高町国分寺字家ノ中	奈良県高市郡明日香村大字越	奈良県橿原市菖蒲町四丁目
一三一番一、一三二番	一〇四番のうち実測九・六〇平方メートル、一〇六番のうち実測一七・五平方メートル、一〇七番のうち実測二一・二四平方メートル、一一〇番のうち実測四九・四平方メートル、一一二番のうち実測四五・九〇平方メートル、一一四番のうち実測三〇・一五平方メートル 京都府綴喜郡井手町大字井手小字清水一〇三番と同一〇六番に挟まれる道路敷、同一〇三番と同一〇九番に挟まれる道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府教育委員会及び井手町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	四一番、二〇七番 右の地域に介在する道路敷を含む。	五八九番三 六一、六番一、六一、六一七番二、六一九番一、六一九番三、六一九番四 六五一番七、六五二番一、六五二番六、六六二番一、六六五番一 八三三番一、八三四番、八三五番、八三六番	一五九番四、一六〇番二、一六一番二	五一七番、五一八番、五一九番、五二〇番一、五八一番

出雲国府跡	勝瑞城館跡	観世音寺境内及び子院跡 附老司瓦窯跡	宗像神社境内		津屋崎古墳群
昭和四十六年文部省告示第二百十三号、平成二十六年文部科学省告示第十三号及び平成二十七年文部科学省告示第百四十号	平成十三年文部科学省告示第八号、平成十九年文部科学省告示第十二号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十二号	昭和四十五年文部省告示第二百七十五号及び平成二十二年文部科学省告示第百二十七号	昭和四十六年文部省告示第百十九号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号		平成十七年文部科学省告示第二十二号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十四年文部科学省告示第百五十一号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十二号
島根県松江市大草町 同　山代町字前ケ坪 同　山代町字樋ノ口	徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地	福岡県太宰府市観世音寺五丁目	福岡県宗像市大島字沖ノ島 同　宗像市	福岡県福津市勝浦字新原	
四六七番四、四七三番三、四七三番四、四七三番五、四七四番三、四七四番四、四七四番五、四七四番六、四七四番七、四七九番一、四七九番二、四七九番六、四八〇番一、四八〇番二、四八〇番三、四八〇番一、七三〇番一、七三九番、七四七番一 四八番五 一三番三	一三六番一、一三六番二	八八一番	二九八九番、二九九〇番 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅱ座標系を基準とするAP地点（X＝一三七〇八四・〇〇〇メートル、Y＝マイナス八一九五七・〇〇〇メートル）、BP地点（X＝一三七〇八四・〇〇〇メートル、Y＝マイナス八一一五六・〇〇〇メートル）、CP地点（X＝一三六八三一・〇〇〇メートル、Y＝マイナス八一〇五五六・〇〇〇メートル）、DP地点（X＝一三六八三一・〇〇〇メートル、Y＝マイナス八一九五七・〇〇〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び宗像市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	三七二九番、三七三〇番	